

様式第1号

会 議 録

会 議 の 名 称	平成28年度 第2回 所沢市障害者施策推進協議会
開 催 日 時	平成29年2月8日(水)午後2時00分から4時00分
開 催 場 所	所沢市役所 低層棟3階 全員協議会室
出 席 者 の 氏 名	佐藤 昭、田中 春夫、朝井 紀久子、杉山 極子、一木 昭憲、 玉津島 滝子、仲 重夫、木村 栄、尾方 丸雄、鈴木 喜代子、 池田 誠、宮本 邦子、田端 昭彦、猪俣 俊晴、田中 英樹、 植村 英晴、小田島 明、谷田 悦男、以上18名
欠 席 者 の 氏 名	熊谷 大、浅見 均
議 題	(1)(仮称)所沢市障害者差別解消条例について(公開) (仮称)所沢市障害者差別解消条例検討会開催状況 当事者アンケート結果 事業者アンケート結果 条例の構成 条例に求めるもの 市の責務 市民の役割 事業者の役割 (2)その他(公開)
会 議 資 料	1 会議次第 2 (仮称)所沢市障害者差別解消条例検討会委員名簿 3 障害を理由とする差別の解消に関する当事者アンケートに対して 頂いた回答の傾向 4 障害を理由とする差別の解消に関する事業者アンケート実施結果 5 (仮称)所沢市障害者差別解消条例の構成について(報告) 6 第2回(仮称)所沢市障害者差別解消条例検討会にて出された 意見について 7 障害者施策の見直しについて 8 障害を理由とする差別の解消に関する当事者アンケート集計結果 9 障害を理由とする差別の解消に関する事業者アンケート集計結果 10 (仮称)所沢市障害者差別解消条例(案)策定における検討事項
担 当 部 課 名	福祉部長 植村 里美 福祉部次長 北田 裕司 障害福祉課(並木課長、安座間主査、青野主査、松井主査、 仲主査、岩雲主査、山田主任、松澤主任、中島主事、中村主事) こども福祉課(市來課長、廣谷主査) 保健センター健康管理課(山崎主幹、小野寺主査) (事務局)福祉部障害福祉課 電話 04-2998-9116

様式第 2 号

発言者	審議の内容（審議経過・決定事項等）
会長	開 会
委員	あいさつ
事務局	新たに委員となった、田端委員、猪俣委員のあいさつ
事務局	資料の確認・未来館の紹介 傍聴者入場（3名入場、遅れて1名入場、計4名）
会長	《議題》 それでは（仮称）所沢市障害者差別解消条例検討会開催状況について、事務局より説明をお願いします。
事務局	（仮称）所沢市障害者差別解消条例検討会開催状況についてご報告させていただきます。 1（仮称）所沢市障害者差別解消条例検討会委員の報告 2 11月に開催した第1回の検討会では、委嘱状の交付、検討体制、スケジュール等を発表しました。また、当事者アンケートの報告を行い、条例の構成について、説明を行いました。この第1回検討会では、意見が多く出なかったため、第2回まで終えて推進協議会を開催することとなりました。 3 1月に開催された第2回の検討会では、当事者アンケートの傾向と事業者アンケートの結果を報告しました。また、条例に求めるものとして、市の責務・市民の役割・事業者の役割について議論頂きました。これらについて、推進協の中で意見を集約して頂ければと考えております。
会長	ご意見ご質問はございますか。
委員	2点伺います。 まず、条例の名称は今後わかりやすいネーミングを考慮ののでしょうか？ 次に、推進協議会と検討会の関係について、どのように作業が進んでいくのか教えてください。
事務局	名称について、この条例は手話言語条例の趣旨も取り込みますし、ハード・ソフトの両面からまちの中のバリアフリーを推進していくことも取り入れます。共生社会の実現

	<p>を目的としていますので、名称につきましても今後検討していきます。</p> <p>推進協議会の下部組織として検討会があります。検討会は様々な意見を頂くことを趣旨に設置しております。意見の集約は行わず、たくさんの意見を出して頂いています。そこで出た意見を推進協議会で集約して頂いて、条例の内容について方向性を示して頂きたいと考えております。</p>
委員	<p>検討会で出た意見を障害福祉課が条文化して、それを推進協議会で集約していくということによろしいですか？</p>
事務局	<p>その通りです。</p>
会長	<p>それでは 当事者アンケートの結果について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>当事者アンケートの回答の傾向をご報告します。 アンケートは昨年10月6日～20日の2週間実施し、回答は58件でした。頂いた回答を大きく3つの傾向に分けましたのでご報告します。 傾向については、 「障害のある人への偏見や理解の無さ」 「合理的配慮の不提供」 「ハード面（財源が必要なもの）の整備」 以上3点にまとめられます。</p>
会長	<p>ご意見ご質問はございますか。</p>
委員	<p>事業者などが合理的配慮をする際にかかるハード面の費用の補助金については、検討しますか？</p>
会長	<p>各省庁では、こういうことに合理的配慮が必要だとオープンにしています。障害種別なども分かれていますし、方向性などもかなり参考になりますので、ぜひ分析・対比されるときは利用していただきたい。</p>
事務局	<p>ハード面の整備に関して、具体的にこういった形で条文化するかについてはこれからですが、そういった趣旨を踏まえたものを条例の中に入れていきたいと考えています。</p>
委員	<p>去年、埼玉県では差別解消条例とは別に手話言語条例が同時並行で制定されました。市のほうでは、手話言語条例が置き去りにされています。手話言語条例はろう者にとって非常に大事なものです。差別解消条例の中に盛り込むとありましたが、そうではなくて差別解消条例と手話言語条</p>

	<p>例を別で考えていただきたい。また、全国の市区町村長が手話言語条例について集まる会議があるが、所沢市ではその話が一切出てきません。どうなっているのでしょうか？</p>
会長	<p>名称などにもかかわる話だと思いますが、現時点でいかがでしょうか？</p>
事務局	<p>手話言語条例の趣旨「手話は言語である」それによってコミュニケーションを保证する。というものを盛り込みまして、まずはそこから手話の普及というものを図っていきたいと考えております。</p>
会長	<p>市の現在の考えとしては、手話言語の内容を組み込んだものとして、1本の条例にできないだろうかという趣旨ですがいかがでしょうか？</p>
委員	<p>そもそも手話言語条例を差別解消条例の中に入れるということが、相容れないものです。2つは全く別物です。手話言語条例と差別解消条例は別という考え方が広がっています。埼玉県では2つが別物として発足されていますので、市もなろうべきだと考えますがいかがでしょうか？</p>
会長	<p>基本的なところで、協議会の中で十分な議論がなされていないように感じます。市の方針もありますし、その件については少し協議をいただかないと、ここで議論するのは時間の制約があるので難しいと 생각합니다。</p>
委員	<p>私も条例は別物として考えなくてはいけないと思います。実際に所沢市の中で手話言語条例を作る気があるのかないのかだけは、はっきりさせるべきだと思いますが。</p>
会長	<p>市のほうで即答は難しいと思います。現在のところは差別解消条例の中に入れる考えがあり、委員からは別で考えるべきだという意見があった。ここをどうやってクリアしていくか協議していただきたい。推進協議会として、重要だということは認識しているが、ここで議論していくことは時間の制約上も難しい。</p>
委員	<p>手話言語条例を作る気があるのか、同時にできないのであればその後で作るのか、それをはっきりさせただけだと思いますが。</p>
会長	<p>おっしゃる意味はわかりますが、差別解消条例の制定については、資料や関係者の合意、最終的に市長が約束したというプロセスがありますので、その論議を抜きにし</p>

事務局	<p>て、ここで手話言語条例について進めるといのは難しいと思います。そこはご理解いただきたい。</p> <p>差別解消条例は一昨年の市長の公約です。それに基づいて制定を目指すということで作業を進めています。差別解消条例を制定する事務手続きを進めていく中で、条例の独自性として、手話言語条例の趣旨を差別解消条例の中に盛り込むことを市長より了解を得ています。まずはそういう形で条例の制定を進めていきたいと考えます。</p>
会長	<p>今までの流れとしては、こういう流れだと理解して頂ければと思います。</p> <p>それでは 事業者アンケート結果について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>傍聴者入場（1名が入場、計4名）</p> <p>事業者アンケートのまとめをご報告します。</p> <p>障害のある人に対応する際にどのような対応をしているか、実情を把握し条例づくりの参考とするために実施しました。</p> <p>検討会委員の所属団体、市内の法定雇用対象事業所等116社に依頼し72件の回答を得ました。</p> <p>事業者全ての意見ではなく、こういった考えを持っている事業者もあるということで、認識してください。</p> <p>1 障害のある人への対応の有無について 障害のある人に対応する機会については、半数以上の事業者が「ほとんどない」とのことでした。 対応したことがあるほぼ全ての事業者が、障害者に併せた工夫や変更等の配慮を行ったことがあると回答しています。</p> <p>2 障害のある人への対応について 半数以上が、障害のある人への対応について「困ったことがない」との回答でした。 「困ったことがある」と回答した内容は、事業所がバリアフリー化していないこと、意思疎通の困難な障害者への対応に困った等の傾向がうかがえました。 雇用関係では、障害のある従業員に対しての安全の確保や、業務範囲の制限等があげられました。 サービス提供の拒否をしたという回答はほとんどありません。</p> <p>3 合理的な配慮に関連して 事業者が可能と考える合理的配慮については、バリアフリーではない場所での補助や、筆談・わかりやすい説明と</p>

	<p>いった簡単なコミュニケーション支援、車での送迎や案内等の移動による支援、という回答が多くありました。</p> <p>雇用関係では、障害の程度を考慮した業務配分や本人の意思の尊重等があげられました。</p> <p>合理的配慮の提供として対応が困難との回答の中には、ハード面での設備の改善や、スタッフの増員などの人的支援等、特段の費用や経費のかかるものが多くありました。</p> <p>また、市が行う事業者向け施策については、</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談窓口の設置 金銭の補助 交流の機会の創出 理解促進のための講習会の開催 <p>全て有効であると答えた事業者が多くありました。「相談窓口の設置」が一番多く、「金銭の補助」については、補助金を出すだけでは意味がないという意見もありました。</p> <p>また、多くの事業者から、障害や障害者への理解不足、相互理解の必要性、幼少期からの障害教育等が、差別をなくすためには必要であるとのご意見をいただきました。</p>
会長	<p>所沢市内の事業所のどれくらいを占めていますか？</p>
事務局	<p>どのくらいを占めているか、ということは即答できませんが、今回は516の事業者・連合会等にアンケートをお願いしております。</p>
会長	<p>他にご意見ご質問はございますか。</p>
委員	<p>アンケートの性格について、当事者アンケートと事業者アンケートは対(ついで)になっているということによろしいでしょうか？</p>
事務局	<p>市内でどのような差別があるか把握することを趣旨として、当事者の方と日常生活の中で差別が起こり得る場所を営んでいるという意味で、事業者の方にアンケートを行っています。</p>
委員	<p>当事者アンケートを見ながら事業者アンケートを見ると、教育の部分があまりに少ないです。当事者アンケートは3割以上が教育ですが、事業者アンケートでは1件しかありません。</p> <p>事業者アンケートを見ると、合理的配慮の意味をくみ取ることが難しいと読み取れます。本来は与えられた条件の中でちょっとしたことでもいいから、ニーズに答えるということなので、できないということは基本的にありませ</p>

<p>会長</p>	<p>ん。しかしこれを見ると何かないからできないとか、合理的配慮でないことも見受けられます。</p> <p>先日のこども部会研修会で、その人の特性がはっきりわかれば先生はこんなことができるというアイデアを持っているという話がありました。そういったことから、学校への啓発は大事だと考えますし、教育の部分は丁寧にくみ取ってもらいたいです。</p> <p>国が差別解消法を作る中で、当事者の意見をまとめたものを、合理的配慮の具体例を出しながら提示をしてあります。そのあたりを参考にしつつアンケートを活用してほしいと思います。</p> <p>それでは 条例の構成について、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>構成案について、（１）総則（２）差別解消（３）紛争解決（４）個別的規定の４部構成となっております。</p> <p>（１）条例制定の趣旨や用語の定義についての規定になります。</p> <p>（２）差別の解消や合理的配慮について、どのように実効性を図っていくか、あるいは市民をはじめとする、各主体の役割についていかに規定するかが論点になります。</p> <p>（３）現在は市町村が相談窓口になっている一方で、指導勧告が各省庁になっていることから、市役所に相談があっても間に入って話をする事しかできないので、問題を解決するための実効的手段や手続き面について規定することになります。</p> <p>（４）（１）～（３）の一般的規定では対応が困難な項目につきまして、こちらで個別的に規定するものになります。</p> <p>以上４部構成を基礎に、各項目につきまして意見を伺っております。</p>
<p>会長</p>	<p>「法は、市町村が差別の相談窓口であると規定しているが、相談を受けた市町村の行使できる権限についての規定がなく、有効な行動がとれない。」とありますが、市町村の権限ということではなく、連絡調整をすることは可能だと思います。</p> <p>市独自の権限が極めて少ないということはその通りですが、あまり抑制的に書かれないほうがいいと考えます。</p>
<p>事務局</p>	<p>趣旨として、条例の中に紛争解決の機関を明記することで、市が実効的に動けるといったことをございます。</p>
<p>会長</p>	<p>全体的なイメージとして市ではこのように考えている</p>

	<p>ということですが他に何かございますか。 この構成は先進条例を参考にしていますか？</p>
事務局	<p>既にできている条例を研究しまして、基本的な事柄を網羅しております。</p>
会長	<p>他に何かございますか。 ないようでしたら、 条例に求めるものについて、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>障害のあるなしに関わらず、誰もが分け隔てられることのないまちを目指していきたいと考えております。現状では障害に対する差別が存在し、不当な差別的取扱いや合理的配慮の提供をしないことなど、差別を受けている人たちが数多くいます。</p> <p>障害のない人を基準として、建物、制度、文化など社会のルールが形成されているため、障害のある人が我慢しなければならない状況であります。障害のない人が障害のある人の立場になって、障害のある人を区別、排除、制限しない方法を考えられる社会にしていきたいと考えております。</p> <p>そのために市の責務、市民の役割、事業者の役割について検討会で出た意見を資料5にまとめております。</p> <p>検討会では意見の集約は行いませんので、推進協議会で集約していただけたらと思います。</p> <p>まずは市の責務についてです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口の設置について ・啓発活動や交流の推進 ・市の財政的な支援 ・コミュニケーションの保障 <p>このような項目があげられております。</p> <p>続きまして市民の役割についてです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害のある人もない人も障害についての知識と理解を深めることに努める。 ・障害のある人は、障害を理由とした困難、配慮事項について、可能な限り障害のない人に伝え、理解を得られるよう努める。 ・何かをしてもらうだけでなく、一緒に参加して、差別を解消していかなくてはいけない。 <p>このような意見が出ました。</p> <p>最後に事業者の役割についてです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者・当事者・市民の相互理解。 ・障害のある人と積極的に接する。 <p>このような意見が出ました。</p>

会長	こういった意見を踏まえて、組み込んでいくという考えでよろしいでしょうか。
事務局	その通りです。
会長	ご意見ご質問はございますか。
委員	老人ホームで手話ができる人がほとんどいません。手話を使ってコミュニケーションがとれるような、環境が整った施設の建設を考慮していただけたらと思います。
会長	市内に一か所、二か所は欲しいという意見でよろしいですか。 また、差別解消条例の中にも、コミュニケーション支援という項目がありますが、手話言語条例とは切り離したお考えですか？
委員	はい。その通りです。差別解消条例の中にも、コミュニケーション支援の項目は必要です。
会長	他にご意見ご質問はございますか。
委員	障害の種別や年齢など、様々な方々が、色々な場所で困っているのだなと感じました。全部網羅することは大変だと思いますが、大切なことなのでやらなくてはいけないと思います。 事業者アンケートで教育などの意見があるのは、とても良いことだと感じました。 条例ができあがったら、いかに市民の人たちに伝えていくか、少しずつでも理解を促進できればいいと思います。良い条例を作って、それを生かしていけたらなと感じました。
会長	作るだけではなく、論議をして、みなさんの理解を得て、実効性のあるものにしていくことが、とても大事なことです。 今後のスケジュールについてご説明をお願いします。
事務局	基本的には第1回の推進協議会でご報告した内容になります。来週に第3回の検討会が開催され、その意見をまとめたものを3月末の推進協議会で報告します。5月には検討会と推進協議会の開催があります。このころに条文の素案をお示しできればと考えています。7月には第5回の検討会の開催、推進協議会の委員の改選がございます。このあたりで条例の名称や前文の協議をしていただき、11月にはパブリックコメントの実施、2月の推進協議会でご報告、3月議会となります。
会長	他にご意見ご質問はございますか。

委員	かなりタイトなスケジュールだと感じる。条文が明文化されたものを協議するのはかなり時間がかかると思うが、時間がなからダメということがないようにお願いしたい。
会長	十分論議する時間を確保していただきたい。
委員	<p>まさにタイトなスケジュールです。検討会1、2回はみなさんの意見を聴取することでいっぱいでした。来週の第3回から本格的な議論が始まります。</p> <p>条例の理想的なことばかり話しても、単に理想論で終わってしまう。条例はそもそも何のために作るのかという点をしっかり議論し、その上で所沢市ではどう具体化できるのか、中身の骨子を次回行う予定です。</p> <p>また「差別用語の撤廃」「ボランティアの積極的な関わり」といった意見もでています。まだ個別規定のところまで話ができていない状況です。</p> <p>「手話言語条例」をどこまで取り入れるのかも、今後の議論になってくるのではないかと思います。</p> <p>検討会で出た意見を、しっかりこの推進協議会でオーソライズしていかなくてはいけないと考えています。</p>
会長	<p>みなさんも引き続き、議論にご協力いただきたい。</p> <p>それでは(2)その他について、事務局よりお願いします。</p>
事務局	<p>その他の項目では、障害者施策の見直しについてご説明させていただきます。</p> <p>1. グループホーム家賃補助について、補助上限額を、平成29年度5千円、平成30年度3千円に縮小し、平成31年度以降は廃止とします。なお、平成29年度以降新規に入居した方は対象外とします。</p> <p>2. タクシー券について、協定を結んでいるタクシーを利用する際は、タクシー券の利用のみとし、市外のタクシーなど、タクシー券が使えない場合に限り、領収書による払い戻しが可能とします。</p> <p>3. 運転免許について、対象者の範囲を拡大し、知的障害者、精神障害者も対象とします。</p> <p>ただし、低所得者(特別障害者手当の所得制限に該当する場合)のみとします。</p>
会長	対象者への具体的な説明は行われていますか。
事務局	<p>グループホーム家賃補助については、事業者と対象者に見直し案の通知をしております。</p> <p>また、グループホーム家賃補助と運転免許は、最終的には議会で議決を得る予定です。</p>

	<p>タクシー券については、次年度の券発送時にあわせて、通知する予定です。</p>
会長	<p>ご意見ご質問はございますか。</p>
委員	<p>タクシー券のことについて、精神障害者は認められていない。精神障害者の格差是正をお願いしたい。せめて市内に200人いる、精神障害者1級の方々にはタクシー券を認めてもらえないか。</p>
会長	<p>みなさまの意見、市の施策の目的や対象範囲にはそれぞれの意味があります。大変重要な問題ではありますが、本日の議題にはない項目ですので、ご報告として受け止めさせていただきます。</p>
事務局	<p>今回の推進協議会の連絡。</p>
副会長	<p>皆様長時間にわたりありがとうございました。 この条例は、市長の公約として非常に重要であります。また、ノーマライゼーションやインクルーシブな社会を実現することは、障害のある方にもない方にも、生活の基盤になる大事な条例です。 今日はいつもより意見が少なかったことが残念でした。 1つは、田中委員のご努力もあって、検討会での意見がしっかりまとまっていたことがあげられます。 もう1つは、どこからどう議論していいのか、イメージが持ちづらかったのではないかと感じております。 事務局の説明で、5月にある程度条文の形を示せるのではないかとありましたが、そうすると議論が活発になるのではと感じております。3月の推進協議会では、もう少し具体的な議論をするために、例えば「何のために作られるのか」といったことは次回の検討会で案が作られると思いますので、一部でも示して頂けたらと思います。 精神障害の施策の遅れについては、差別解消の中の個別規定に入るものではないかと感じております。検討会で議論するなり、推進協議会に意見を出すなりして頂ければと感じております。 これもあれもという気持ちがあると思いますが、非常に大事な条例だと思いますので、次回以降皆さまの活発なご意見を頂きたいと思います。 本日はありがとうございました。</p>
	<p>閉 会</p>